

令和 6 年 5 月 20 日

陳 述 書

東京高等裁判所第 1 4 民事部イ (二) C 係 御中

警視庁 警察署

1 はじめに

私は、警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」といいます。）で勤務していた当時、本件の国家賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起した大川原化工機株式会社（以下「一審原告会社」といいます。）、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件（以下「本件事件」といいます。）につき、大学教授（以下「教授」といいます。）、大学院医学研究院の准教授（以下「准教授」といいます。）及び大学の教授（以下「教授」といいます。、3名を併せて「教授ら」といいます。）から聴取を行うなどの捜査に従事しました。

本件事件については、RL-5型という噴霧乾燥器が輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」といいます。）2条の2第2項5号の2ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（以下「本件要件ハ」といいます。）への該当性についての捜査が行われており、私を含めた外事一課員は、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌の特性や本件要件ハの「殺菌」の意義について、教授らを含む有識者から聴取を行ったものです。

本件訴訟において、一審原告会社は、外事一課の警部補（以下「警部補」といいます。）が教授らから聴取した内容をまとめた聴取結果報告書や捜査メモに、教授らが説明していない虚偽の内容が記載されている旨主張しているとお聞きしましたが、聴取結果報告書や捜査メモに記載されている内容は教授らから聴取したものであり、内容に一切虚偽はありません。私は、警部補とともに、教授らの聴取等を行っていますので、それぞれの聴取状況等についてお話しします。

## 2 ■■■准教授からの聴取状況について

私は、平成29年11月2日及び同月22日、■■■警部補とともに■■■大学に赴き、■■■准教授から聴取を行いました。聴取の場には、■■■准教授のほか、■■■大学大学院の名誉教授ら2名（以下「■■■准教授ら」といいます。）にもご対応いただきましたが、主にお話いただいたのは■■■准教授でした。

■■■警部補は、聴取に当たり、持参した資料（本件省令、昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿易第32.2号「輸出貿易管理令の運用について」（以下「運用通達」といいます。）、噴霧乾燥器の図面等）を■■■准教授らに示し、噴霧乾燥器の規制内容であったり、噴霧乾燥器がどのような機械なのかということを説明しながら、本件省令2条の2第1項2号に規定されている細菌の特性や本件要件ハの「殺菌」の意義について■■■准教授らに見解を尋ね、これに対し、■■■准教授らはご自身の意見を述べ、あるいは、■■■警部補の確認的な質問に「そうですね」などと同意する、という形で聴取は進められました（後述する■■■教授及び■■■教授からの聴取もこのような対話形式で行われました。）。

平成29年11月2日の聴取においては、■■■警部補が本件要件ハの「滅菌」、「殺菌」の運用通達における解釈等を説明した上で、■■■准教授の見解を確認したところ、同教授も「滅菌」とは全種類の全ての菌を殺すことで、「殺菌」とはある特定の菌を全て殺すことであるというのと同じ見解でしたので、私は、聴取後、平成29年11月6日付けで作成した捜査メモ（「乙第8号証の32」と表記のある「捜査メモ複写報告書」添付の「メモ」。以下「乙8号証の32」といいます。）にその旨を記載しました。なお、同メモ（乙8号証の32）については、作成後、■■■警部補にも内容を確認してもらいましたが、聴き取った内容と異なるといった指摘はありませんでした。

また、■■■警部補は、平成29年11月24日付けで、平成29年11月2日及び同月22日の聴取内容をとりまとめた聴取結果報告書（「丙A第128号証」と表記のあるもの。）を作成し、私自身もその内容を確認しておりますが、私の認識と異なる記載はありませんでした。

その後の捜査方針として、平成29年11月2日及び同月22日に■■■准教授から聴取した内容と、同年12月4日に■■■警部補が■■■准教授から電話により聴取した内容に関する供述調書を作成することになりましたので、私は、供述調書のドラフトを作成して■■■警部補に内容を確認してもらった上、平成30年7月31日、■■■大学の■■■准教授のもとに赴きました。そして、同ドラフトの内容に沿って■■■准教授から改めて

聴取を行い、聴取後、その内容を私が読み上げ[ ]准教授に聞いてもらった上、印字した供述調書を[ ]准教授に渡して閲読してもらい、内容に誤りがないとして、末尾に署名・押印をいただきました。

[ ]准教授は、本件訴訟において、ご自分は機械や装置、法律の専門家ではなく、聴取結果報告書の記載内容のうち、病原性細菌の性質や危険性に関する記述以外はご自身の見解を示すものではない旨述べているとのことですが、[ ]准教授には、特定の細菌が死滅する温度・時間を測定する実験（以下「耐熱性実験」といいます。）を依頼するに当たり、[ ]警部補の方で噴霧乾燥器の構造や本件省令及び運用通達について説明した上で、耐熱性実験に協力してもらったという経緯もありますし、事実、[ ]警部補が、噴霧乾燥器は本件要件ハの「殺菌をすることができる」機械に該当するといえるか、という旨の質問に対し、これに相槌を打ち、否定する発言はしていませんでした。したがって、私は、[ ]准教授は噴霧乾燥器の構造や関係法令の内容を理解した上で、[ ]警部補の各質問に対し、自らの見解を示してくださっていたものと認識しています。

### 3 [ ]教授からの聴取状況について

私は、平成29年11月15日、[ ]警部補とともに、[ ]教授から聴取を行いました。この時点で、[ ]教授からは、[ ]警部補及び他の外事一課員が2回聴取をしており、その日は3回目の聴取でしたが、[ ]教授は、本件要件ハについて、一つ一つご自身の見解を明確に示してくださったという印象を持っています。

聴取後、[ ]警部補は、平成29年11月15日付けのメモ（「乙第8号証の33」と表記のある「捜査メモ複写報告書」添付の「メモ」。）と平成29年11月16日付け聴取結果報告書（「丙A第127号証」と表記のあるもの。）を作成し、私自身もその内容を確認しておりますが、私の認識と異なる記載はありませんでした。

[ ]教授は、本件訴訟において、「内部を滅菌又は消毒ができる性能を有するというためには、大腸菌を死滅させることができるだけでは足りず、熱に強いとされる芽胞形成菌を殺せないのであれば、完全に微生物を死滅できたことにはならないという話をしています。」と述べているとのことですが、[ ]教授が大腸菌だけでは足りないとか、芽胞形成菌を殺せなければならないとの見解を示したことはありませんでした。むしろ、本件省令に記載されている全ての細菌は非常に毒性等が強く、どれも生物兵器に該当するとか、噴霧乾燥器で製造した細菌を殺すことができれば本件要件ハの「殺菌」に該当するといえるという見解を示していたものと記憶しており、殺菌の対象について

も芽胞形成菌に特定していませんでした。

#### 4 ■■■教授の聴取状況について

私は、平成29年12月22日と令和2年6月26日の2回、■■■教授の聴取を行いました。平成29年12月22日の聴取内容について一審原告会社側が問題にしているとのことですので、同日の聴取状況についてお話しします。

同日の聴取は、■■■警部補、外事一課の■■■巡查長（以下「■■■巡查長」といいます。）、私の3名で行いました。

■■■警部補は、AGの原文、本件省令、運用通達における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈、WHOの資料、噴霧乾燥器の図面等を示しながら聴取を行っていました。この際、■■■警部補が一方向的に考えを押しつけるなどしたことはなく、■■■教授は、■■■警部補の質問に対して丁寧に回答していただきました。■■■教授から聴取した内容は、主に、本件要件ハの「滅菌又は殺菌」に関する内容と、ペスト菌に関する内容でしたが、■■■教授はパワーポイントを使用しながら説明してくださいました。

■■■教授は、本件訴訟において、バイオテロにおいて使用される蓋然性が最も高い菌は炭疽菌であるとしてその説明を中心にしたのに、平成29年12月25日付けの■■■警部補作成の聴取結果報告書（「丙A第143号証」と表記のあるもの。以下「丙A143号証」といいます。）においては、炭疽菌のことにほとんど触れていない旨を陳述しているとのことですが、平成29年12月22日の聴取の際は、主にペスト菌の危険性等について説明を受けたと記憶しており、炭疽菌のことに詳細に説明を受けたものではなかったと記憶しています。前述のとおり、同日は、ペスト菌の危険性について詳細に説明して下さったので、私は、聴取した内容を簡記した捜査メモ（「乙第8号証の48」と表記のある「捜査メモ複写報告書」添付の「メモ」。以下「乙8号証の48」といいます。）にも、ペスト菌のことに詳細に記載したものです。

同メモ（乙8号証の48）は、聴取後に私が作成し、■■■警部補と■■■巡查長に内容を確認してもらいましたが、聞き取った内容と異なるといった指摘はありませんでした。

また、■■■警部補は、■■■教授からの聴取内容を取りまとめ、前述した聴取結果報告書（丙A143号証）と平成29年12月26日付けの聴取結果報告書（「丙A第130号証」と表記のあるもの。）を作成し、私自身もその内容を確認していますが、私の認識と異なる記載はありませんでした。

## 5 おわりに

私が、■■■■教授らから聴取した状況等は、以上のとおりであり、これらの聴取に際し、私や■■■■警部補が作成した捜査メモや聴取結果報告書に、被聴取者である■■■■教授らが説明してもいない内容を記載した事実はありません。

なお、本件訴訟において、■■■■教授らは、聴取に際して捜査目的であることを告げられていないと述べているとのことですが、捜査の秘匿性の観点から、明示的に捜査目的であるということは敢えて伝えていません。また、■■■■教授らは、捜査メモや聴取結果報告書の内容の確認を求められたこともなかったと述べているとのことですが、捜査メモや聴取結果報告書は飽くまで「メモ」であり「報告書」でありますので、被聴取者に内容の確認を求めることが要求されているものではなく、私自身、本件以外の他の事件捜査においても被聴取者に内容を確認してもらったことはありません。